

解 答

- Q1 ② 相談相手として産業医を含む産業保健スタッフの割合が高い
* 2番目に割合の高い相談相手は上司・同僚
- Q2 ② 小規模事業場における健康診断の事後措置
* 健康診断の事後措置を規定した労働安全衛生法第66条の5の義務主体は事業者であり、地域産業保健センターで行う業務には含まれない。
- Q2 ④ 産業医の斡旋
* 地域産業保健センターの業務は、産業医名簿の情報提供にとどまる。

* クエスチョンの設問に不適切なものがありましたことについてお詫びいたします。

(1) Q1の正解は②ですが

③：産業医の選任状況は「75.1%」でなく、正確には「75.4%」です。

④：産業医の年平均勤務時間約36時間の「産業医」は、正確には産業医（非常勤）」です。

正確には、

(2) Q2の正解は②と④ですが

③：「地域の医療機関で産業医である医師による健康相談窓口」は、正確には、「地域の医療機関において開設した産業医の資格を有する医師による健康相談窓口」です。

つきましては、Q1は③、④と回答された方、Q2は③と回答された方についても正解とさせていただきます。